［略］

法第百八条の二第一項第二号に掲げる講習（以下「取消処分者講習」という。）を受けたとき。	［一・二　略］ 三　法第九十条第五項若しくは第六項若しくは第百三条第一項、第二項若しくは第四項の規定による免許の取消しを受けた者又は免許が失効したためこれらの規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当することを理由とするものを除く。）を受けなかつた者にあつては、取り消され、又は失効した免許に係る免許証番号 四　［略］	［略］
法第百八条の二第一項第十三号に掲げる講習（以下「違反者講習」という。）を受けたとき。	［略］	［略］
法第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習（以下「若年運転者講習」という。）を受けたとき。	一　若年運転者講習を受けた者の生年月日及び性別 二　免許証番号 三　若年運転者講習を受けた年月日	［略］

（教習の時間及び方法）

第三十三条　［1～4　略］

5　令第三十五条第三項第一号に規定する教習の科目ごとの教習方法の基準は、次に定めるとおりとする。

一　技能教習については、次のとおりとする。

［イ～ト　略］

チ　大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教習のうち、模擬運転装置（運転シミュレーターを除く。）による教習は、基本操作及び基本走行についてのみ行い、かつ、その教習時間は、大型免許、中型免許又は準中型免許に係る教習（準中型免許に係る教習にあつては、現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものに限る。）にあつては一時限を、準中型免許に係る教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものを除く。）にあつては三時限を、普通免許に係る教習にあつては二時限（運転することができる普通自動車をＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る普通免許に係る教習にあつては、一時限）を超えないこと。

［リ～ム　略］

二　［略］

6　［略］

（国外運転免許証交付申請書）

第三十七条の九　［略］

2　前項の様式の国外運転免許証交付申請書には、次の各号に掲げる書類及び写真を添付（第一号に掲げるものについては、提示）しなければならない。

一　［略］

二　申請前六月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの顔写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの

［同上］

法第百八条の二第一項第二号に掲げる講習（以下「取消処分者講習」という。）を受けたとき。	［一・二　同上］ 三　法第九十条第五項若しくは第六項若しくは法第百三条第一項、第二項若しくは第四項の規定による免許の取消しを受けた者又は免許が失効したためこれらの規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当することを理由とするものを除く。）を受けなかつた者にあつては、取り消され、又は失効した免許に係る免許証番号 四　［同上］	［同上］
法第百八条の二第一項第十三号に掲げる講習（以下「違反者講習」という。）を受けたとき。	［同上］	［同上］
［項を加える。］		

［同上］

（教習の時間及び方法）

第三十三条　［1～4　同上］

5　［同上］

一　［同上］

［イ～ト　同上］

チ　大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教習のうち、模擬運転装置（運転シミュレーターを除く。）による教習は、基本操作及び基本走行についてのみ行い、かつ、その教習時間は、大型免許、中型免許又は準中型免許に係る教習（準中型免許に係る教習にあつては、現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものに限る。）にあつては一時限を、準中型免許に係る教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものを除く。）にあつては三時限を、普通免許に係る教習にあつては二時限（運転することができる普通自動車をオートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構（以下「ＡＴ機構」という。）がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る普通免許に係る教習にあつては、一時限）を超えないこと。

［リ～ム　同上］

二　［同上］

6　［同上］

（国外運転免許証交付申請書）

第三十七条の九　［同上］

2　［同上］

一　［同上］

二　申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ五センチメートル、横の長さ四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの